

令和 7 年度
放射線管理モニタ等の定期点検業務
仕様書

1. 件名

令和7年度 放射線管理モニタ等の定期点検業務

2. 目的及び概要

本仕様書は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 青森研究開発センター保安管理課（以下、機構という。）の放射線管理モニタ等に係る定期点検を実施するために、当該業務を受注者に請負わせるための仕様について定めたものである。

本作業は放射線管理モニタ等の性能を維持するため定期点検を行うものであり、受注者は当該設備の構造、取扱方法、関係法令等を十分理解し、受注者の責任と負担において計画立案し、本作業を実施するものとする。

3. 作業実施場所

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 青森研究開発センター 関根施設

燃料・廃棄物取扱棟 （住所）青森県むつ市大字関根字北関根 400 番地

機材・排水管理棟 （住所）青森県むつ市大字関根字北関根 770 番地

保管建屋 （住所）青森県むつ市大字関根字北関根 693 番地

4. 納期

令和7年12月19日（金）

5. 点検対象設備及び作業内容

5.1 点検対象設備

(1) 放射線モニタ

監視盤名	モニタ名称	設置建屋名
放射線監視盤 (FRMP)	雑固体処理エリア	燃料・廃棄物 取扱棟
	管理区域2階通路エリア	
	雑固体処理エリア塵埃	
プロセス放射線監視盤 (PRMP)	排気口塵埃モニタ（β）	
	スタック排風量	
	排水モニタ他	
プロセス放射線監視盤 (LRMP)	排気口ガスモニタ（GM）	機材・排水 管理棟
	排水モニタ	
保管建屋 放射線監視盤	排気口塵埃モニタ（β）	保管建屋
	原子炉施設保管室エリア	
警報表示盤（ALDP）		燃料・廃棄物 取扱棟

(2) サンプルング盤

サンプルング盤名	設置建屋名
ブローラック/塵埃モニタ・エアスニファ (ADBR)	燃料・廃棄物 取扱棟
燃料・廃棄物取扱棟サンプルングモニタラック (PSMR)	
燃料・廃棄物取扱棟サンプルングパッケージ (PSPR)	
機材・排水管理棟サンプルングパッケージ (LSPR)	機材・排水 管理棟
機材・排水管理棟サンプルングモニタラック (LWSR)	
保管建屋吸引装置 (サンプルングヘッダー含む)	保管建屋

(3) ハンドフットクロスモニタ

監視盤名	モニタ名称	設置建屋名
ハンドフットクロスモニタ	燃料・廃棄物取扱棟 (β)	燃料・廃棄物 取扱棟
	保管建屋 (β)	保管建屋

5.2 作業内容

受注者は以下の(1)及び(2)に示す作業を実施するに当たり予め業務の分担、人員の配置、業務スケジュール、実施方法等について実施要領を定め、機構の確認を受けたうえで、本仕様書に定める事項の他、実施要領書、手順書等及び機器取扱操作を十分理解し、実施すること。

(1) 作業内容及び方法等

点検対象設備毎に以下の作業を実施する。

- ①点検前後の設定値確認
- ②外観検査
- ③性能検査
- ④総合警報試験

作業の詳細は「別紙 1 作業内容及び方法一覧」を参照すること。

作業は別紙 1 記載の各設備、監視盤等毎で小項目の上から順に進めるが、進めるタイミングは小項目毎の判定基準を満足した時点とする。

なお、次のモニタについては機構が貸与する GM 計数管に交換した後、検査及び試験を行うものとする。

監視盤名	モニタ名称	設置建屋名
放射線監視盤 (FRMP)	管理区域 2 階通路エリア	燃料・廃棄物 取扱棟
プロセス放射線監視盤 (PRMP)	排気口塵埃モニタ (β)	

保管建屋 放射線監視盤	原子炉施設保管室エリア	保管建屋
----------------	-------------	------

(2) 点検対象設備毎の作業内容

5.2(1)の作業は、点検対象設備毎に実施すること。ただし、点検対象設備毎に実施する作業内容が異なるため、「別紙2 点検対象設備毎の作業内容一覧表」を参照し実施すること。

6. 業務に必要な資格等

放射線業務従事者として作業できる者

7. 支給品

- (1) 電気、水
- (2) 消耗品一式（ゴム手袋、綿手袋、綿帽子、紙ウェス等）
- (3) その他、機構が必要と認めた物

8. 貸与品

- (1) 基本線量計（個人線量計、ポケット線量計）
- (2) 保護具（黄色実験衣、RI 作業靴、ヘルメット）
- (3) GM 計数管
- (4) 点検校正に使用する校正用線源
- (5) 作業管理室（詳細については別途機構と協議の上決定する。）
- (6) その他、機構が必要と認めた物

9. 提出書類

	書類・図書名	提出時期	部数等	備考
1	総括責任者届	契約締結後速やかに	1 部	
2	作業工程表	契約締結後速やかに	1 部	
3	品質保証計画書	契約締結後速やかに	1 部	
4	作業体制表	契約締結後速やかに	1 部	
5	作業実施要領書 （一旦作業等を停止し、確実な確認等を行ななければ次工程に進めないこととする「ホールドポイント」を設けること）	契約締結後速やかに	1 部	要確認
6	安全衛生チェックリスト	契約締結後速やかに	1 部	機構様式
7	リスクアセスメント実施報告書	契約締結後速やかに	各 1 部	機構様式

	(化学物質リスクセジメント実施報告書含む)			
8	作業員名簿 (経歴及び放射線作業等経験の実績を添付すること)	契約締結後速やかに	1 部	要確認
9	委任又は下請届	契約締結後速やかに	1 部	機構様式
10	試験・検査にて使用する測定器の校正証明書・トレーサビリティ体系図	契約締結後速やかに	1 部	要確認
11	KY-TBM 実施報告書	毎日の作業開始前に	1 部	機構様式
12	作業日報 (別紙 2 に示す点検結果を添付すること)	毎日の作業終了後速やかに	1 部	要確認
13	定期点検報告書 (校正証明書・トレーサビリティ体系図含む)	作業終了後速やかに	1 部	要確認
14	その他、機構から必要とされる書類		都度	

※提出書類は、原子力機構が契約履行上安全配慮に問題がないか確認を行い、修正が必要な場合は指示する。

【提出場所】

青森研究開発センター 保安管理課又は機構が指定する検査担当箇所

10. 検収条件

「9. 提出書類」の確認並びに、機構が仕様書に定める作業が実施されたと認めた時を以って、作業完了とする。

11. 適用法規、規格、規定等

(1) 法令

- ①「核原料物質、核燃料物質及び原子炉規制に関する法律」
- ②「放射性同位元素等の規制に関する法律」
- ③「電離放射線障害防止規則」
- ④「労働安全衛生法」及び関係法令
- ⑤その他、関係法令及び関係規則等

(2) 規格

- ①日本工業規格 (JIS)
- ②日本電機工業会規格 (JEM)
- ③AEC-NIM 規格
- ④その他、関係規格

(3) 規程等

- ①原子力第1 船原子炉施設保安規定
- ②青森研究開発センター関根浜附帯陸上施設放射線障害予防規程
- ③青森研究開発センター放射線安全取扱手引
- ④青森研究開発センター安全衛生管理規則
- ⑤青森研究開発センター事故対策規則
- ⑥青森研究開発センター地震対応要領
- ⑦青森研究開発センター労働安全手引
- ⑧作業責任者等の認定手引
- ⑨その他、関係規定類

12. 作業体制

受注者は本契約業務を履行するにあたり、青森研究開発センター労働安全手引に基づき作業体制を設定すること。

13. 品質方針

機構の「原子力安全に係る品質方針」を遵守して、本仕様書に定められた作業を行う。

14. 安全管理

(1) 一般安全管理

- ①作業計画に際し、綿密かつ無理のない工程を組み、労働安全対策等の準備を行い、作業の安全確保を最優先としつつ、迅速な進捗を図るものとする。また作業遂行上、既設物の保護及び第三者への損害防止にも留意し、必要な措置を講ずるとともに、火災その他の事故防止に努めるものとする。
- ②受注者は、作業にあたり保安教育を受講すること。また、機構の作業責任者等認定制度に関して未認定の者は当制度に係る教育を受講し作業責任者等の認定を受けること。
なお、認定の有効期間は認定証の発行日から3年間とする。
- ③作業現場の安全衛生管理は、法令に従い受注者の責任において行うこと。
- ④労働安全手引に従い作業において想定されるリスクを抽出し、危険（有害）な事象発生（災害・健康障害）の可能性を明らかにするとともに、この大きさに応じてリスクを除去・低減するために必要な事項（対策）を決定し、機構指定の様式で提出すること。
- ⑤作業開始前には、KY-TBMを実施し、情報の共有化を図り、災害の防止に努めること。
- ⑥受注者は、作業着手に先立ち機構と安全について十分に打合せを行った後に着手すること。
- ⑦他の機器、設備に損害を与えないよう十分注意する。万一そのような事態が発生した場合は遅滞なく機構に報告し、その指示に従って速やかに現状に復帰させること。
- ⑧受注者は、作業中に不具合、故障又は異常等が発生、作業要領の変更等が生じる場合には直ちに作業を中止し、機構へ連絡すること。

- ⑨受注者は、作業現場の見やすい位置に現場責任者名等及び連絡先等を掲示し作業者の役割を明確にすること。また作業体制表を掲示すること。
- ⑩作業中は、常に整理整頓を心掛ける等、安全及び衛生面に十分留意すること。
- ⑪受注者は、本作業に使用する機器、装置の中で地震等により安全を損なうおそれのあるものについては、転倒防止策を施すこと。
- ⑫受注者は、機構が原子力の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会的に求められていることを認識し本作業期間中、心身ともに健康で身体に外傷の無い作業員に従事させ、十分な知識及び技能を有した者を配置すること。
- ⑬受注者は、現地作業終了後速やかに定期点検報告書を提出すること。また、気づき事項及び改善提案についても定期点検報告書にて報告すること。

(2) 放射線安全管理

- ①受注者は、管理区域内で作業を行う場合は、関連する法令等及び機構が定める放射線管理に関する規定等を遵守しなければならない。
- ②受注者は本作業期間中、心身ともに健康で身体に外傷の無い作業員に従事させること。作業員の選定にあたっては、放射性物質取扱施設等での作業経験を有する者を半数以上従事させること。
- ③受注者は受注後、総括責任者、作業員についての経歴及び放射線作業等経験について提出し、機構の確認を得ること。
- ④本作業を開始する前に、受注者側作業員は機構が行う保安教育を受けること。ただし、放射線に関する知識は受注者側で教育することとし、教育を受けた証明書等の写しを提出すること。
- ⑤放射線管理及び異常時の対策は、機構の指示に従うこと。
- ⑥管理区域持ち込み品には汚染防止対策を講じること。

15. 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、原子力関係法令、原子力関係指針、JIS 等の基準、規格等を参考にして、両者協議の上決定するものとする。

16. 特記事項

- (1) 受注者は業務を実施することにより取得した当該業務及び作業に関する各データ、技術情報、成果その他の全ての資料及び情報を機構の施設外に持ち出して発表もしくは公開し、または特定の第三者に対価をうけ、もしくは無償で提供することはできない。ただし、あらかじめ書面により機構の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (2) 受注者において点検後のこれらの維持または運用に必要な技術情報について新たな知見を得た場合にはその都度、速やかに書面にて機構へ提供を行うこと。

- (3) 受注者は自社の品質マネジメントシステムを遵守し業務を行うこと。
- (4) 保証期間は検収後 1 年間とし、この期間内に本点検に起因する故障等が発生した場合は、受注者の責任において無償で修理するものとする。
- (5) 受注者は、従業員に関して労働基準法、労働安全衛生法その他労働法令上の責任及び従事者の規律、秩序並びに風紀の維持に関する責任を全て負うものとする。
- (6) 点検整備に必要な計測器は、受注者側で準備すること。ただし、点検校正に必要な校正用線源は、機構が貸与するものとする。
- (7) 点検により気付いた事項、改善提案について速やかに報告するとともに定期点検報告書にも、その旨を明記すること。
- (8) 受注者は原子力規制委員会・検査委員会の立会（記録確認等）があった場合は、協力するものとする。

17. 検査員及び監督員

検査員

- (1) 一般検査 青森県研究開発センター 総務課長

監督員

- (1) 青森研究開発センター 保安管理課長
- (2) 青森研究開発センター 保安管理課員

18. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA 機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出書類（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

作業内容及び方法一覧

I 放射線モニタ (1/4)

大項目	小項目	作業内容及び方法等	判定基準等
点検前後の設定値確認		各放射線モニタの点検前後の設定値を確認する。	
外観検査	検出部	外観を目視点検する。	機能に影響を及ぼす損傷のないこと。 変形及びネジの緩みのないこと。
	測定部 ・デジタルレートメータ ・低圧電源モジュール ・高圧電源モジュール ・波高分析器 ・記録計	外観を目視点検する。	機能に影響を及ぼす損傷のないこと。 変形及びネジの緩みのないこと。
		ランプ、LED等の表示部を点検する。	正常に表示または点灯すること。
		スイッチ類の機能を点検する。	正常に機能すること。
		高圧コネクタ部をアルコールで清掃する。	コネクタ部に汚れがないこと。
		単体機器点検時に外観および内部の清掃を実施。 記録計は注油を実施する。	機器の清掃がされていること。
	監視盤 ・FRMP ・PRMP ・LRMP ・保管建屋 ・ALDP	外観を目視点検する。	機能に影響を及ぼす損傷のないこと。 異物の混入のないこと。 変形及びネジの緩みのないこと。
		換気ファンの動作を点検する。	正常に動作していること。
		ランプ、LED等の表示部を点検する。	正常に表示または点灯すること。
		スイッチ類の機能を点検する。	正常に機能すること。
		ケーブル及びコネクタ類の装着状態を点検する。	正常に装着されていること。
	布設ケーブル	下記系統について、監視盤からプリアンプまで目視可能な露出したケーブル部の目視点検を行う。 ・FRMP ・PRMP ・LRMP ・保管建屋	機能に影響を及ぼす損傷のないこと。

I 放射線モニタ (2/4)

大項目	小項目	作業内容及び方法等	判定基準等															
性能検査	記録計	機構部の分解・清掃・注油を行う。																
		電圧発生器を用いて記録計指示値を測定し、必要に応じて調整する。	記録スパンの±0.25%以内															
	低圧電源モジュール	出力電圧測定	<table><tr><th>項目 モニタ</th><th>出力電圧</th><th>リップル電圧</th></tr><tr><td>+12V電源</td><td>±0.5%以内</td><td>10mVp-p以下</td></tr><tr><td>-12V電源</td><td>±0.5%以内</td><td>10mVp-p以下</td></tr><tr><td>+24V電源</td><td>±0.5%以内</td><td>10mVp-p以下</td></tr><tr><td>-24V電源</td><td>±0.5%以内</td><td>10mVp-p以下</td></tr></table>	項目 モニタ	出力電圧	リップル電圧	+12V電源	±0.5%以内	10mVp-p以下	-12V電源	±0.5%以内	10mVp-p以下	+24V電源	±0.5%以内	10mVp-p以下	-24V電源	±0.5%以内	10mVp-p以下
		項目 モニタ	出力電圧	リップル電圧														
		+12V電源	±0.5%以内	10mVp-p以下														
		-12V電源	±0.5%以内	10mVp-p以下														
		+24V電源	±0.5%以内	10mVp-p以下														
	-24V電源	±0.5%以内	10mVp-p以下															
	リップル電圧測定																	
	高圧電源モジュール	出力電圧測定	設定電圧が1000V以下の時、 各出力基準電圧に対し±20V以内。 設定電圧が1000Vを超えた時、 各出力電圧基準値に対し±60V以内。															
リップル電圧測定		50mVp-p以下																
プリアンプ	パルスジェネレータから適宜の回路を用いて-25μAの負電流パルスを加え、プリアンプ出力が0.5Vになるようゲインを調整する。	設定可能なこと																
3chプリアンプ	パルスジェネレータから適宜の回路を用いて-25μAの負電流パルスを加え、ボリュームを調整しハーフトリガー時のパルス波高を観察する。（各系列毎観察）	-25μA±20%																
印可電圧設定	エネルギーディスクリレベル（排水モニタ）の設定確認。	ディスクリレベルが50keV相当に設定されていること。																

I 放射線モニタ (3/4)

大項目	小項目	作業内容及び方法等	判定基準等														
性能検査	ループ性能 (指示精度)	信号入力部からパルスジェネレーターを用いて模擬信号を入力し、デジタルレートメータ及び記録計の指示値を確認する。	入力周波数、基準値に対して±20%以内														
	プラトー特性検査	レートメータにスケーラを接続し、測定する。	<table><tr><th>項目 モニタ</th><th>プラトー長</th><th>プラトー傾斜 (%/100V)</th></tr><tr><td>エリアモニタ</td><td>≥150V</td><td>≤15</td></tr><tr><td>β線モニタ</td><td>≥150V</td><td>≤15</td></tr><tr><td>ガスモニタ (GM)</td><td>≥200V</td><td>≤18</td></tr></table>	項目 モニタ	プラトー長	プラトー傾斜 (%/100V)	エリアモニタ	≥150V	≤15	β線モニタ	≥150V	≤15	ガスモニタ (GM)	≥200V	≤18		
	項目 モニタ	プラトー長	プラトー傾斜 (%/100V)														
エリアモニタ	≥150V	≤15															
β線モニタ	≥150V	≤15															
ガスモニタ (GM)	≥200V	≤18															
検出感度 (効率、線源校正)	B.Gを測定後、線源を用いて計数効率を求める。算出条件は右記参照。なお、排水モニタは ⁶⁰ Co換算の濃度で算出する。	算出条件 <table><tr><th>項目 モニタ</th><th>使用線源</th><th>流量率</th><th>捕集効率</th><th>放出率</th></tr><tr><td>β線モニタ</td><td>³⁶Cl</td><td>50 ℓ/min 以上</td><td>100 %</td><td>100 %</td></tr><tr><td>排水モニタ</td><td>KCL</td><td>—</td><td>—</td><td>11 %</td></tr></table> 判定基準 β線モニタ : 計数効率 3%以上 排水モニタ : <5.2×10⁻³ Bq/cm³	項目 モニタ	使用線源	流量率	捕集効率	放出率	β線モニタ	³⁶ Cl	50 ℓ/min 以上	100 %	100 %	排水モニタ	KCL	—	—	11 %
項目 モニタ	使用線源	流量率	捕集効率	放出率													
β線モニタ	³⁶ Cl	50 ℓ/min 以上	100 %	100 %													
排水モニタ	KCL	—	—	11 %													

I 放射線モニタ (4/4)

大項目	小項目	作業内容及び方法等	判定基準等
性能検査	計数値確認 (エリアモニタ)	通常状態でのB. G値を測定し、エリアモニタ専用の校正治具に ²²⁶ Ra線源を取付けてレートメータの指示値を確認する。	基準線量率に対して、±20%以内
	計数値確認 (ガス・排水モニタ)	通常状態でのB. G値を確認する。 チェック位置に校正用線源を取付け レートメータの指示値を確認する。	基準線量率に対して、±20%以内
	警報動作・ シーケンス確認	パルスジェネレータより模擬信号を入力し、警報設定値に達した時、チェックシートに従いランプの表示動作及びブザー動作を確認する。 スイッチの切換動作、ランプ表示動作、電磁弁動作等の機能を確認する。	指示値が警報動作値に達した時、警報が正常に動作すること。 スイッチの切換動作等が正常に動作すること。

Ⅱ サンプルング盤

大項目	小項目	作業内容及び方法等	判定基準等
外観検査	外観	外観を目視点検する。	機能に影響を及ぼす損傷のないこと。 変形及びネジの緩みのないこと。 異物の混入のないこと。
	バルブ	バルブの動作を点検する。	正常に動作していること。
	圧力計	圧力計の動作を点検する。	正常に動作していること。
	流量計	流量計の動作を点検する。	正常に動作していること。
	換気ファン	換気ファンの動作を点検する。	正常に動作していること。
	ランプ、LED等	ランプ、LED等の表示部を点検する。	正常に表示または点灯すること。
	スイッチ類	スイッチ類の機能を点検する。	正常に機能すること。
	ケーブル・コネクタ類	ケーブル・コネクタ類の装着状態を点検する。	正常に装着されていること。
性能検査	サンプルング性能	ポンプを運転し、各指示値を確認する。	所要の値であること。
	ポンプ分解点検	取外し分解内部点検を行う。 ベアリング、ブレードを交換し組み立てる。 組付け後試運転を行う。	点検後、ポンプの動作に異常のないこと。
	コンプレッサー 分解点検	取外し分解内部点検を行う。 組付け後試運転を行う。 最大圧力・吐出空気量の測定を実施する。	点検後コンプレッサーの動作に 異常のないこと。 最大圧力：686.5kPa以上 吐出空気量：40L/min以上
	記録計	機構部の分解・清掃・注油を行う。	
		電圧発生器を用いて記録計指示値を測定し、必要に応じて調整する。	記録スパンの±0.25%以内
	流量調整(定流量弁) 動作確認	ろ紙の目詰まり分を模擬して、流量-圧力特性を確認する。	流量調整弁の動作が正常であること。
	警報動作・ シーケンス確認	スイッチの切換動作、ランプ表示動作、電磁弁動作等の機能を確認する。	正常に動作すること。

Ⅲ ハンドフットクロスモニタ

大項目	小項目	作業内容及び方法等	判定基準等
点検前後の設定値確認		点検前後の設定値を確認する。	
外観検査		部品の破損、ネジの緩み及びコネクタ部接続状態を目視点検し、カラーLCD表示PLC等機器の状態表示LEDを確認する。	機能に影響を及ぼす損傷のないこと。
性能検査	自然計数率測定	手、足、衣服用の検出器の自然計数率を測定する。	手検出器：600min ⁻¹ 以下 足検出器：1400min ⁻¹ 以下 衣服検出器：400min ⁻¹ 以下
	テスト機能確認	汚染・故障警報出力テスト	正常に動作すること。
		カウンタテスト	正常に動作すること。
	低圧電源	出力電圧測定	- LV1-1: +15V ± 0.45V 以内 - LV1-2: -15V ± 0.45V 以内 - LV2: +24V ± 0.19V 以内
		リップル電圧測定	- LV1-1: 10mVp-p 以下 - LV1-2: 10mVp-p 以下 - LV2: 150mVp-p 以下
	高圧電源	出力電圧測定	手、足：-700V ± 5V 以内 衣服：+700V ± 5V 以内
	検出感度 (線源校正)	手、足、衣服用の検出器におけるB. Gの測定及び標準線源を用いた測定を行い検出感度を算出する。	検出感度：0.4Bq/cm ² 以下 B. Gを正常に取り込めること。 校正定数が正しく算出され取込めること。
	警報動作・シーケンス確認	各検出器に線源を照射し汚染警報を発生させ、警報設定値以上となった時の放射線警報表示盤の動作を確認する。 また故障警報が発生した時の動作を確認する。	正常に動作すること。

IV 総合警報試験

大項目	小項目	作業内容及び方法等	判定基準等
総合警報試験	警報動作・シーケンス確認	性能検査において実施する警報動作・シーケンス確認を機構職員立会のもと、パルスジェネレータより模擬信号を入力し、警報設定値に達した時、チェックシートに従いランプの表示動作及びブザー動作を確認する。 スイッチの切換動作、ランプ表示動作、電磁弁動作等の機能を確認する。 またハンドフットクロスモニタは機構職員立会のもと、各検出器に線源を照射し汚染警報を発生させ、警報設定値以上となった時の放射線警報表示盤の動作を確認する。 また故障警報が発生した時の動作を確認する。	指示値が警報動作値に達した時、警報が正常に動作すること。 スイッチの切換動作等が正常に動作すること。

放 射 線 モ ニ タ 等 作 業 項 目 一 覧 表

I. 放射線モニタ

盤 名	モニタ名称	点検前 後の設 定値確 認	外観検査				性能検査											総合警報 試験
			検出部	測定部	監視盤	布設 ケーブル	記録計	低圧電源 モジュール	高圧電源 モジュール	プリアンプ	3ch プリアンプ	印加電圧 設定	プラトー 特性検査	ループ性能 (指示精度) (指示計含 む)	検出感度 (効率、線 源校正)	計数値確認	警報動作・ シーケンス 確認	
放射線 監視盤 (FRMP)	雑固体処理エリア	○	○	○	○	○	○	○	○	/	/	/	●	●	/	●	●	○
	管理区域2階通路エリア	○	○	○		○		○	○	/	/	/	●	●	/	●	●	○
	雑固体処理エリア塵埃	○	○	○		○	○	○	○	/	/	/	●	●	●	/	●	○
プロセス 放射線 監視盤 (PRMP) 燃・廃棟	排気口塵埃モニタ(β)	○	○	○	○	○	○	○	○	/	/	/	●	●	●	/	●	○
	スタック排風量	/	/	/		○	○	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
	排水モニタ他	/	/	/		○	○	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
プロセス 放射線 監視盤 (LRMP) 機・排棟	排気口ガスモニタ(GM)	○	○	○	○	○	○	○	○	/	○	/	●	●	/	●	●	○
	排水モニタ	○	○	○			○	○	○	/	/	○	/	●	●	●	●	
保 管 建 屋	排気口塵埃モニタ(β)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	/	/	●	●	●	/	●	○
	原子炉室保管室エリア	○	○	○				○	○	/	/	/	●	●	/	●	●	
警報表示盤(ALDP)		/	/	/	○	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	●	○

II. サンプルング盤

サ ン プ リ ン グ 盤 名	外観検査								性能検査					
	外観	バルブ	圧力計	流量計	換気ファン	ランプ、LED 等	スイッチ類	ケーブル・ コネクタ類	サンプリン グ性能	ポンプ分解 点検	コンプレッ サー 分解点検	記録計	流量調整 (定流量弁) 動作確認	警報動作・ シーケンス 確認
プロアラック/塵埃モニタ・エアスニファ(ADBR)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	/	/	○	●
燃料・廃棄物取扱棟サンプリングモニタラック(PSMR)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	/	/	○	●
燃料・廃棄物取扱棟サンプリングパッケージ(PSPR)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●
機材・排水管理棟サンプリングパッケージ(LSPR)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●
機材・排水管理棟サンプリングモニタラック(LWSR)	○	/	/	○	○	○	○	○	○	/	/	/	/	●
保管建屋吸引装置(サンプリングヘッダー含む)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	/	/	/	●

III. ハンドフットクロスモニタ

モニタ名称	点検前 後の設 定値確 認	外観 検査	性能検査						総合警報 試験
			自然計数率 測定	テスト機能 確認	低圧電源	高圧電源	検出感度 (線源校正)	警報動作・ シーケンス 確認	
燃・廃棟(β)	○	○	○	○	○	○	●	●	○
保管建屋(β)	○	○	○	○	○	○	●	●	○

※ ●については作業日報に点検結果を添付すること。